

令和元年9月2日

告示

1. 当財団は、本日 J B C ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 5 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 1 項 5 号に基づき、石神井スポーツボクシングジム（以下「石神井スポーツジム」という）所属ボクサーである小嶋夏生（ライセンス No.46235）選手を令和元年 7 月 28 日よりライセンスの無期限停止処分とする。

理由： 石神井スポーツジム小嶋夏生選手は、令和元年 7 月 29 日の試合の前日計量において、減量失敗による体調不良を理由に計量会場へ現れず計量失格となり試合をキャンセルさせた。

小嶋選手は平成 30 年 5 月 1 日の試合の前日計量でも同様に試合をキャンセルさせ嚴重注意処分を受けており今回が二度目である。

このことは競技としてのボクシングの権威を著しく貶める行為であり、当財団は小嶋夏生選手をライセンスの無期限停止処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 5 号に基づき、石神井スポーツジムのクラブオーナーである奥田喜久二（ライセンス No.18580）会長を令和元年 7 月 28 日よりライセンスの 3 ヶ月停止処分とする。

理由： 当財団は、奥田会長が上記記載の事実についてクラブオーナーとしての監督責任を負わなければならないと判断した。

奥田会長の処分は今回が四度目であり前回は戒告処分となっている。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション